

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会における ヒアリング提出資料

一般社団法人 日本こども育成協議会
副会長 溝口 義朗

【はじめに】

教育の無償化から、いつしか労働問題でもある保育所の待機児童問題を含めた、保育の無償化について並列的に議論されるようになった結果、本来、国の示す教育・保育には含まれていなかった認可外保育施設についても、注視されることとなりました。すでに、多くの認可外保育施設では保育所保育指針を準用し保育を行っています。しかし、利用者側からは認可外保育施設であることから、認可保育所の代替え施設であり、かつ、劣る施設であるというイメージを持たれています。今回の無償化議論において、教育・保育の一端を準用でありながらも担っている事実を踏まえ、待機児童解消とともに、無償化が認可外保育施設での質の担保ともなるような議論をしていただけることを委員の皆様に望みます。

【日本こども育成協議会からの意見】

1、無償化の前に認可外保育施設への補助を…

認可外保育施設を運営する当協議会会員の多くは、保護者保育料の無償化についての関心は高くありません。川崎認定保育園や横浜保育室などの地方単独施策での認可外保育所では、すでに保護者の保育料負担軽減を基礎自治体で施行しているところもあります。切迫する問題は、基礎自治体からの運営費補助がそもそも低いことであり、その不足分を保護者の保育料に転嫁しています。運営費補助が上がれば保護者保育料は下がるという構造が期待できることから、無償化よりも先に、国からの認可外保育施設への補助の創設を望みます。これは、量の拡充のみならず、人件費や保育環境整備等に利用することで、質の担保にもつながります。

2、利用者負担の差がないように…

認可外保育施設であっても認可保育所であっても、保育を行う子どもは同じです。「すべての子ども」を対象とした子ども・子育て支援法からは、認可外保育施設は法外であるからと言って一蹴されて良いわけがありません。財源である税も拠出金も、その保護者が、そして事業者が負担をしてもいます。

また、認可外保育施設は保護者との直接契約です。一方が無償化で、他方が有償であれば、認可外保育施設は選択されず運営は成立しません。その結果、認可外保育施設は閉園されますから、量の拡充は見込まれません。

3、バウチャー制度…

認可外保育施設を無償化する際には、「どこを無償化するのか」の線を引くことは困難です。また、金額において「いくら無償化するのか」も、それぞれの設定する保育料が違うことから困難です。そこで、施設型保育給付でも地域型保育給付でも、そして幼稚園の預かり保育でも認可外保育施設でも使えるような一律の利用券の創設を望みます。給付認定を受けなくとも、この国に生まれてきたすべての子どもが自動的にもらえるような利用券の創設を望みます。利用先は保護者が選択することから、選択による質の担保も可能になると考えます。

以上